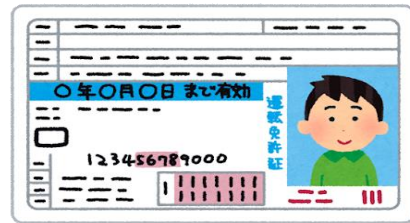
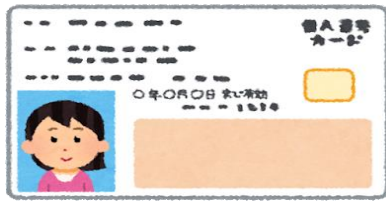


特別給付金・特別弔慰金 本人確認書類のご案内

1. 官公庁発行の写真付きの書類の場合

1点を受付窓口で提示してください。



(例)

マイナンバーカード、運転免許証、旅券（パスポート）など

2. 官公庁発行の顔写真付きでない書類の場合

「氏名、生年月日」又は「氏名、住所」が記載されている官公庁発行の書類 **2点**を受付窓口で提出（提示）してください。



(例)

現在の戸籍謄本（抄本）、公的医療保険の被保険者証、年金手帳など

注：告知要求制限の対象等となる記号及び番号については、マスキングを施してコピーしたものを送付してください。

(例)

健康保険証等の保険者番号及び被保険者等記号・番号、年金手帳の基礎年金番号等
マイナンバーカードの個人番号

3. 民間企業等で発行された書類等を利用する場合

上記2の書類（官公庁発行の顔写真付きでない書類） **1点**と併せて、

「氏名、顔写真」、「氏名、生年月日」又は「氏名、住所」が記載された民間企業等で発行された書類 **1点**を受付窓口で提出（提示）してください。



など



(民間企業等で発行された書類の例)

社員証、診察券など

代理人の方は、委任者の本人確認書類も併せて提出（提示）が必要です。

上記の書類は、原本をご持参ください。（委任者分は写しの提示でも可）

必要に応じて、書類の写しを取らせていただきますのでご了承ください。

ご不明な点は、市区町村受付窓口でお尋ねください。